

令和 6 年度
周南市指定地域密着型
サービス事業者
集団指導資料

周南市指導監査課

目次

- I 運営指導の実施状況と主な指摘事項について**
- II 令和6年度介護報酬改定等について**
- III 令和6年4月1日より義務化の項目について**
- IV 運営上の注意事項について**
- V 指導監査課への申請・届出について**

I 運営指導の実施状況と主な指摘事項について

＜運営指導の実施状況＞

＜運営指導における主な指摘事項＞

※サービス種別の記載がない場合は、地域密着型サービス共通

1. 勤務体制について
2. 非常災害対策について
3. サービス計画について
4. 居宅サービス計画について（小規模多機能型居宅介護）
5. 個別機能訓練加算について（地域密着型通所介護）
6. 看取り介護加算について（認知症対応型共同生活介護）

<運営指導の実施状況>

R6年度

■ 地域密着型通所介護	5事業所
■ 認知症対応型通所介護	3事業所
■ 小規模多機能型居宅介護	2事業所
■ 認知症対応型共同生活介護	6事業所

指摘件数	文書指導	15件
	口頭指導	121件

※再指摘の項目あり。

※指摘を受けた項目については早期に対応し、適正な事業運営に努めること。

<運営指導における主な指摘事項>

1. 勤務体制について

- ・勤務表及び出勤記録について、正確な記録を作成すること。
- ・職種ごとの人員の配置を明確にすること。
- ・人員基準について、歴月だけでなく日ごとでも満たすこと。
- ・勤務延時間数に算入する時間数について、従業者1人につき、常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする基準を遵守すること。

⇒ 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2. 非常災害対策について

- ・非常災害に関する具体的計画は、実際に災害が起こった際に、利用者等の安全が確保できる実効性のあるものとする。
 - ・避難、救出その他必要な訓練は、風水害、地震等の非常災害に対する訓練も行うこと。
- ⇒ 非常災害に関する具体的計画を立て、従業員へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3. サービス計画について

- ・計画への同意の署名については、利用者の署名を得ること。

⇒ 利用者の事情により利用者の署名を得がたい場合は、代筆可。
ただし、代筆者の氏名・続柄を記載する等、代筆と分かるように記載すること。

- ・計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うこと。

⇒ 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、課題解決に向けた目標及び当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成しなければならない。

4.居宅サービス計画について（小規模多機能型居宅介護）

- ・ケアマネジメントの手順について、基本的には居宅介護支援の基準に列記されたプロセスに沿って進めること。やむを得ず順序が前後する場合は、その経緯を記録すること。
- ・モニタリングについて、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者と面接のうえ、その結果を記録すること。特段の事情によりモニタリングを実施できない場合は、その理由について支援経過に記録すること。

5.個別機能訓練加算について（地域密着型通所介護）

- ・サービス提供記録等に、直接訓練を実施した機能訓練指導員及び訓練の実施時間を記載すること。

⇒ 機能訓練指導員から直接機能訓練の提供を受けた利用者
のみが当該加算の算定対象となる。

- ・個別機能訓練の開始後は、訓練の項目や実施時間、効果等についての評価を行うほか、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、居宅での生活状況（起居動作、A D L、I A D L等の状況）の確認を行い、利用者又はその家族に対して、訓練の実施状況や効果等について説明し、記録すること。

⇒ 必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行う。

6.看取り介護加算について（認知症対応型共同生活介護）

看取り介護に係る計画の作成前に、本加算の算定を行っていた事例について、介護報酬の自主返還を行うこと。

⇒ 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が、共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうち、その内容に応じた適当な者から利用者又はその家族等に説明をし、同意を得ること。

Ⅱ 令和6年度介護報酬改定等について

改定内容は多岐に渡っており、サービスの種類によって異なるため、各事業所において基準等を必ず確認してください。

※厚生労働省発出の通知等は市ホームページにも掲載しています。

加算の算定に当たっては下記の事項に留意してください。

- ➡ 国から発出された通知等を確認していますか。
- ➡ 算定していた加算について、廃止や区分の見直し、算定要件の変更等はありませんか。
- ➡ 届出をしなければ算定できない加算ではありませんか。

業務継続計画未策定減算、高齢者虐待防止措置未実施減算が創設され、業務継続計画策定、高齢者虐待防止措置へ未対応の事業所には減算が適用されます。（一部経過措置期間あり）

- ➡ 基準の内容を理解し、必要な体制を整備していますか。

全サービス共通

改定事項

- ① 3(2)⑦人員配置基準における両立支援への配慮★
- ② 3(3)①管理者の責務及び兼務範囲の明確化等★
- ③ 3(3)②いわゆるローカルルールについて★
- ④ 5①「書面掲示」規制の見直し★（令和7年4月1日より義務化）

（令和6年1月22日 社会保障審議会 介護給付費分科会 参考資料1 より）

※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記しています。

※令和6年度の運営指導において指摘が多かったものや、令和7年度に向けて、特に注意が必要な項目は色付けし、該当資料も掲載しています。

1. (6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

改定事項

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護基本報酬
- ① 1(2)④総合マネジメント体制強化加算の見直し
- ② 1(4)③訪問看護等におけるターミナルケア加算の見直し
- ③ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入（令和7年4月1日より適用）
- ④ 1(6)①高齢者虐待防止の推進
- ⑤ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進
- ⑥ 1(7)①訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し
- ⑦ 2(1)⑮訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化
- ⑧ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- ⑨ 3(2)①テレワークの取扱い
- ⑩ 3(3)③訪問看護等における24時間対応体制の充実
- ⑪ 3(3)⑤退院時共同指導の指導内容の提供方法の柔軟化
- ⑫ 3(3)⑪随時対応サービスの集約化できる範囲の見直し
- ⑬ 4(2)②定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬の見直し
- ⑭ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
- ⑮ 5③特別地域加算の対象地域の見直し

2. (1) 通所介護・地域密着型通所介護①

改定事項

- 通所介護・地域密着型通所介護基本報酬
- ① 1(2)②豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合の通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化
- ② 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進
- ④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進
- ⑤ 1(7)③通所介護・地域密着型通所介護における認知症加算の見直し
- ⑥ 2(1)③リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し
- ⑦ 2(2)①通所介護等における入浴介助加算の見直し
- ⑧ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し
- ⑨ 2(3)③アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し
- ⑩ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- ⑪ 3(2)①テレワークの取扱い

2. (1) 通所介護・地域密着型通所介護②

改定事項

- ⑫ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し
- ⑬ 3(3)⑦通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算の人員配置要件の緩和及び評価の見直し
- ⑭ 5 ②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
- ⑮ 5 ⑤通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

2. (2) 認知症対応型通所介護

改定事項

- 認知症対応型通所介護基本報酬
- ① 1(2)②豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合の通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化★
- ② 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑤ 2(1)③リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し★
- ⑥ 2(2)①通所介護等における入浴介助加算の見直し★
- ⑦ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し★
- ⑧ 2(3)③アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し
- ⑨ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベアアップ等支援加算の一本化★
- ⑩ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑪ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★
- ⑫ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ⑬ 5⑤通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化★

4. (1) 小規模多機能型居宅介護

改定事項

- 小規模多機能型居宅介護基本報酬
- ① 1(2)④総合マネジメント体制強化加算の見直し★
- ② 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★（令和7年4月1日より減算適用）
- ⑤ 1(7)④（看護）小規模多機能型居宅介護における認知症対応力の強化
- ⑥ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し★
- ⑦ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★
- ⑧ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑨ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け★（令和9年3月31日まで努力義務）
- ⑩ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進★
- ⑪ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★
- ⑫ 3(3)⑫（看護）小規模多機能型居宅介護における管理者の配置基準の見直し★
- ⑬ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ⑭ 5③特別地域加算の対象地域の見直し★

7. (2) 認知症対応型共同生活介護①

改定事項

- 認知症対応型共同生活介護基本報酬
- ① 1(3)⑭認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算の見直し
- ② 1(3)⑲協力医療機関との連携体制の構築★
- ③ 1(3)⑳協力医療機関との定期的な会議の実施
- ④ 1(3)㉑入院時等の医療機関への情報提供★
- ⑤ 1(5)①高齢者施設等における感染症対応力の向上★
- ⑥ 1(5)②施設内療養を行う高齢者施設等への対応★
- ⑦ 1(5)③新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携★
- ⑧ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ⑨ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ⑩ 1(7)⑤認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進★
- ⑪ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し★
- ⑫ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★

7. (2) 認知症対応型共同生活介護②

改定事項

- ⑬ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑭ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け★（令和9年3月31日まで努力義務）
- ⑮ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進★
- ⑯ 3(2)⑥認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算の見直し★
- ⑰ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★

8. (1) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護①

改定事項

- 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護基本報酬
- ① ○ 1 (3) ⑮配置医師緊急時対応加算の見直し
- ② ○ 1 (3) ⑯介護老人福祉施設等における給付調整のわかりやすい周知
- ③ ○ 1 (3) ⑰介護老人福祉施設等における透析が必要な者に対する送迎の評価
- ④ ○ 1 (3) ⑲協力医療機関との連携体制の構築
- ⑤ ○ 1 (3) ⑳協力医療機関との定期的な会議の実施
- ⑥ ○ 1 (3) ㉑入院時等の医療機関への情報提供
- ⑦ ○ 1 (3) ㉒介護老人福祉施設等における緊急時等の対応方法の定期的な見直し
- ⑧ ○ 1 (5) ①高齢者施設等における感染症対応力の向上
- ⑨ ○ 1 (5) ②施設内療養を行う高齢者施設等への対応
- ⑩ ○ 1 (5) ③新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
- ⑪ ○ 1 (5) ④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ⑫ ○ 1 (6) ①高齢者虐待防止の推進
- ⑬ ○ 1 (7) ⑤認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進
- ⑭ ○ 2 (1) ②介護保険施設におけるリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進

8. (1) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護②

改定事項

- ⑮ ○ 2 (1) ③リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画
書の見直し
- ⑯ ○ 2 (1) ⑮介護保険施設サービスにおける口腔衛生管理の強化
- ⑰ ○ 2 (1) ⑮退所者の栄養管理に関する情報連携の促進
- ⑱ ○ 2 (1) ⑮再入所時栄養連携加算の対象の見直し
- ⑲ ○ 2 (2) ③ユニットケア施設管理者研修の努力義務化
- ⑳ ○ 2 (3) ①科学的介護推進体制加算の見直し
- ㉑ ○ 2 (3) ②自立支援促進加算の見直し
- ㉒ ○ 2 (3) ③アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し
- ㉓ ○ 2 (3) ④アウトカム評価の充実のための排せつ支援加算の見直し
- ㉔ ○ 2 (3) ⑤アウトカム評価の充実のための褥瘡マネジメント加算等の見直し
- ㉕ ○ 3 (1) ①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベース
アップ等支援加算の一本化
- ㉖ ○ 3 (2) ①テレワークの取扱い
- ㉗ ○ 3 (2) ②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方
策を検討するための委員会の設置の義務付け（令和9年3月31日まで努力義務）

8. (1) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護③

改定事項

- ②⑧ ○ 3 (2) ③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進
- ②⑨ ○ 3 (2) ⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し
- ③⑩ ○ 3 (3) ⑩ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化
- ③⑪ ○ 3 (3) ⑪小規模介護老人福祉施設の配置基準の見直し
- ③⑫ ○ 4 (2) ③経過的小規模介護老人福祉施設等の範囲の見直し

5. ① 「書面掲示」規制の見直し

概要	【全サービス】
○ 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】 【告示改正】 【通知改正】 （※令和7年度から義務付け）	

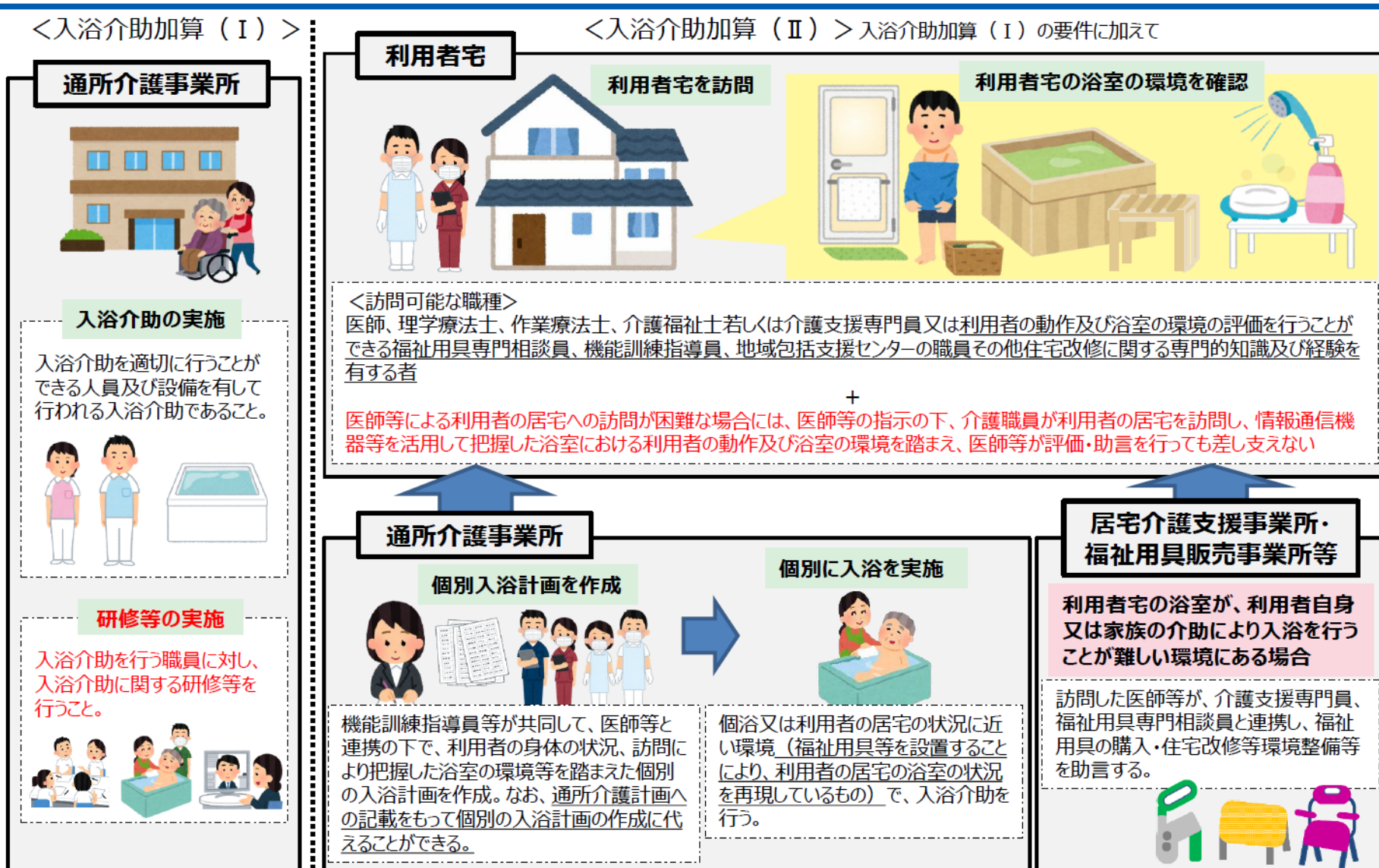
1.(5)④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
	○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】
単位数	
＜現行＞ なし	＜改定後＞ 業務継続計画未実施減算 施設・居住系サービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設） その他のサービス 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設） ※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。
算定要件等	
	○ 以下の基準に適合していない場合（新設） ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。 ○ 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

2. (2) ① 通所介護等における入浴介助加算の見直し①

概要	【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★】
	○ 通所介護等における入浴介助加算について、入浴介助技術の向上や利用者の居宅における自立した入浴の取組を促進する観点から、以下の見直しを行う。 ア 入浴介助に必要な技術の更なる向上を図る観点から、入浴介助加算（Ⅰ）の算定要件に、入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うことを新たな要件として設ける。【告示改正】 イ 入浴介助加算（Ⅱ）の算定要件である、「医師等による、利用者宅浴室の環境評価・助言」について、人材の有効活用を図る観点から、医師等に代わり介護職員が訪問し、医師等の指示の下、ICT機器を活用して状況把握を行い、医師等が評価・助言する場合も算定することを可能とする。【告示・通知改正】 加えて、利用者の居宅における自立した入浴への取組を促進する観点から、入浴介助加算（Ⅱ）の算定要件に係る現行の Q & A や留意事項通知で示している内容を告示に明記し、要件を明確化する【告示改正】
単位数	
<現行> 入浴介助加算（Ⅰ） 40単位/日 入浴介助加算（Ⅱ） 55単位/日	<改定後> 変更なし 変更なし
算定要件等	
	<入浴介助加算（Ⅰ）> - 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。 <u>入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。</u> <入浴介助加算（Ⅱ）>（入浴介助加算（Ⅰ）の要件に加えて） - 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者（以下「医師等」という。）が、利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価し、かつ、当該訪問において、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合には、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。<u>ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価・助言を行っても差し支えないものとする。</u> - 当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、医師等と連携の下で、利用者の身体の状態、訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。<u>ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することをもって、個別の入浴計画の作成に代えることができる。</u> - 上記の入浴計画に基づき、個浴（個別の入浴をいう。）又は利用者の居宅の状況に近い環境（<u>利用者の居宅の浴室の手すりの位置や使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう。</u>）で、入浴介助を行うこと。

2. (2) ① 通所介護等における入浴介助加算の見直し②



※ 黒字下線部 → 留意事項通知やQ&Aで示している内容を告示に明記した部分。 赤字 → 新規追加部分。

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進①

概要

【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
 - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。
 - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進②

単位数	【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】
< 現行 > なし	< 改定後 >  身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設） ※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

算定要件等
○ 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合 ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること ○ 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

3.(2)② 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

概要	【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】
○ 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】	

1. (3) ⑱ 協力医療機関との連携体制の構築

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
 - ア 以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。その際、義務付けにかかる期限を3年とし、併せて連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討する。
 - ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
 - ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
 - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
 - ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★】

- 高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
 - ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。
 - ① 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - ② 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。
 - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
 - ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めることとする。

1. (5) ③ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 施設系サービス及び居住系サービスについて、利用者及び入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めることとする。
- また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務づける。【省令改正】

Ⅲ 令和6年4月1日より義務化の項目について

- 1. 感染症や災害への対応力強化及び高齢者虐待防止の推進について**
- 2. 認知症介護基礎研修の受講の義務付けについて**

1. 感染症や災害への対応力強化及び高齢者虐待防止の推進について

次の項目について、体制を整備すること。

	感染症の予防及びまん延防止	業務継続計画	虐待の防止
指針の整備	感染症の予防及びまん延の防止のための指針 「介護現場における感染対策の手引き」を参照	「介護施設・事業所における感染症発生時（自然災害発生時）の業務継続ガイドライン」を参照 定期的に見直し	虐待の防止のための指針
委員会の開催	おおむね6月に1回以上 介護老人福祉施設は3月に1回以上	-	定期的に開催
研修の実施	年1回以上 グループホーム、介護老人福祉施設は年2回以上 新規採用時は実施が望ましい。 グループホーム、介護老人福祉施設は必ず実施	年1回以上 グループホーム、介護老人福祉施設は年2回以上 新規採用時は実施が望ましい。 グループホーム、介護老人福祉施設は必ず実施	年1回以上 グループホーム、介護老人福祉施設は年2回以上 新規採用時は必ず実施
訓練の実施	年1回以上 グループホーム、介護老人福祉施設は年2回以上	年1回以上 グループホーム、介護老人福祉施設は年2回以上	-
担当者の設置	要	-	要

※虐待の防止のための措置に関する事項については、運営規程に定めること。

※令和6年度介護報酬改定により業務継続計画未策定減算、高齢者虐待防止措置未実施減算が創設。

2. 認知症介護基礎研修の受講の義務付けについて

全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 医療・福祉関係の資格を有さない者を対象とする。

IV 運営上の注意事項について

- 1. 新型コロナに係る臨時的な取扱い**
- 2. 事業所の人事異動に伴う加算要件確認**
- 3. 地域密着型サービスの提供**
- 4. 非常災害対策**
- 5. 運営推進会議、介護・医療連携推進会議の実施**
- 6. 外部評価**
- 7. 身体的拘束等の適正化**
- 8. 事故発生時の対応**
- 9. 質問について**

1. 新型コロナに係る臨時的な取扱い

厚生労働省発出の令和6年3月19日付け事務連絡「令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」により一部を除き終了し、令和7年4月1日以降、全て終了となりますので、ご確認ください。

(参照)

厚生労働省ホームページ

「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

2. 事業所の人事異動に伴う加算要件確認

人員基準における資格及び研修受講要件

算定している各加算における人員配置要件

人員配置要件を満たさなくなった場合は、速やかに介護給付費算定に係る体制等に関する届（加算終了）が必要

3. 地域密着型サービスの提供

サービス提供できるのは、原則として事業所が所在する市町村の住民のみ

サービス提供前に被保険者証で必ず住所を確認

他市町村の住民がサービス利用希望の場合は事前に指導
監査課へ相談

4. 非常災害対策

近年、豪雨や台風、地震等による自然災害が増加

- ★ **非常災害対策計画の策定**
- ★ **周南市ハザードマップにおいて警戒区域等に位置している事業所は、水防法、土砂災害防止法により、「避難確保計画」も策定**
- ★ **関係機関への通報及び連携体制の整備**
- ★ **定期的に避難、救助その他必要な訓練を実施**

5. 運営推進会議、介護・医療連携推進会議の実施

目的：事業所が、利用者、地域の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ること。

開催回数：サービスの種類ごとに決められた回数

認知症対応型共同生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

小規模多機能型居宅介護

⇒ おおむね 2 か月に 1 回

認知症対応型通所介護

地域密着型通所介護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

⇒ おおむね 6 か月に 1 回

市ホームページ掲載の「地域密着型サービスにおける運営推進会議及び介護・医療連携推進会議の進め方」を参考

6. 外部評価

(小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

目 的：サービスの改善及び質の向上

方 法：事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行い、それらの結果を公表

頻 度：1年に1回以上

7. 身体的拘束等の適正化

身体的拘束等は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行ってはならない。

① 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合

➡ 態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を記録

② 指針作成

➡ 適宜見直し

③ 検討委員会の開催

➡ 3か月に1回以上

④ 従業者に対する研修

➡ 年2回以上実施、新規採用時は必ず実施

※ 令和6年度の改定により、身体的拘束等の適正化について、全サービスが対象

訪問系・通所系サービスについて①のみ義務化

多機能系サービスについて①～④の措置が講じられていない場合、令和7年度より減算適用

8. 事故発生時の対応

介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、担当の居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

事故報告書の提出先：市高齢者支援課

電話：0834－22－8467

メール：koreishien@city.shunan.lg.jp

提出方法：メール、持参、郵送

9. 質問について

運営する上で疑問が生じた場合は…

**「地域密着型サービスに関する質問票」を作成し、指導監査課へ
メールで提出**

(指導監査課メールアドレス: shidokansa@city.shunan.lg.jp)

※様式は市ホームページに掲載

関係法令等をよく読んだ上、**事業所の考えも質問票に記入**

質問内容によっては、市高齢者支援課から回答

V 指導監査課への申請・届出について

- 1. 指定更新申請**
- 2. 変更届**
- 3. 介護給付費算定に係る体制等に関する届**
- 4. 廃止・休止・再開届**
- 5. 処遇改善加算関係**
- 6. 業務管理体制に係る届出**
- 7. 届出方法等について**

1. 指定更新申請

- 指定の有効期間は 6 年間
- 更新する場合は、**提出期限までに指定・更新申請書及び必要な添付書類を提出**
- 地域密着型サービス等運営委員会に諮り、指定更新に関する意見を聴く必要があるため、**提出期限厳守**

指定更新日	委員会開催月	提出期限
7月～10月	6月	5月第2金曜日
11月～2月	10月	9月第2金曜日
3月～6月	2月	1月第2金曜日

2. 変更届

変更のあった日から10日以内に変更届出書及び添付書類を提出

変更届が必要な事項（主なもの）

- 事業所の名称、所在地、建物の構造、専用区画
- 管理者の氏名及び住所
- 申請者の名称
- 代表者の氏名、住所及び職名
- 運営規程
- 登記事項又は条例等（指定に係るもの）

変更届が必要な事項や添付書類は、サービスの種類によって異なるため、市ホームページで確認

3. 介護給付費算定に係る体制等に関する届

◆加算の新規算定や区分変更する場合…

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ・加算ごとに必要な添付書類

を提出

◆加算の算定を終了する場合…

➡ **速やかに届出**

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

を提出

サービス種別	届出受理日	算定期期
グループホーム、 地域密着型介護 老人福祉施設入 所者生活介護	毎月2日以降 月末まで	翌月
	毎月1日	当該月
上記以外のサー ビス	毎月15日以前	翌月
	毎月16日以降	翌々月

4. 廃止・休止・再開届

必ず事前に指導監査課へ相談

廃止・休止予定日の1か月前までに届出

再開後10日以内に届出

5. 処遇改善加算関係

介護職員等処遇改善加算を算定する場合は、「介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書」を提出

➡ 算定する月の前々月の末日までに提出

※ただし、令和7年4月または5月から算定する場合は、
令和7年4月15日（火）までに提出

加算を算定した場合は、「介護職員等処遇改善加算 実績報告書」を提出

➡ 各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の
末日までに提出

※計画書・報告書はExcel形式で提出すること。

6. 業務管理体制に係る届出

法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るもの。

届出事業者：地域密着型サービス（予防を含む。）のみを行う事業者であって、事業所等が周南市のみに所在する事業者

届 出 内 容：法令遵守責任者の選任、業務規程の整備、定期的な監査の方法

- ・届出内容は事業所数により異なります。
- ・届出内容に変更がある場合は、変更届が必要
- ・詳しくは指導監査課へ

7. 届出方法等について

書類は原則「電子申請・届出システム」で提出してください。

※各種様式は、指導監査課のホームページに掲載

指定申請等の「電子申請・届出システム」の利用について

1. 電子申請・届出システムとは

介護分野の文書に係る負担軽減を目的として、厚生労働省が整備・運用するシステムです。

＜厚生労働省ホームページ＞ <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

2. 利用について

周南市では、令和6年10月より利用を開始しています。

3. システムの利用にあたって

システムを利用するためには、GビズIDアカウントの取得が必要となりますので、取得されていない場合は、速やかに取得の手続きを進めていただきますよう、お願いいたします。

※GビズIDとは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。

※GビズIDを取得すると、一つのID・パスワードで、複数の行政サービスにログインできます。

＜GビズIDホームページ＞ <https://gbiz-id.go.jp/top/>

8. 市からの通知等のメールについて

通知等のお知らせはメールで行うので、こまめに確認をお願いします。

※添付ファイルがあるメールは「総合オンラインストレージサービス (DECO)」から送信されます。ファイル保存期間（7日間）を過ぎるとダウンロードできなかくので、ご注意ください。

登録されたアドレスは、指導監査課以外の高齢者福祉関係部局がお知らせ等で使用することがあります。

各種届出等は、指導監査課に登録しているアドレスから届いたもののみ真正なものとして扱います。アドレスの変更は、速やかに指導監査課へお知らせください。